

棚卸資産の評価方法

事例

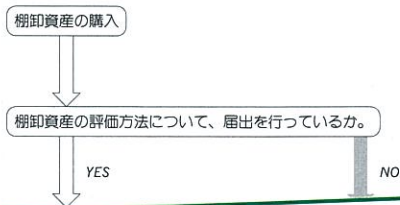
当社は携帯電話の仕入・販売を行っていますが、期末棚卸資産の方法について、最終仕入原価法によっています。特に税務上、棚卸の評価方法について届出を行っていないのですが、現在の処理方法統して適用することに問題はないのでしょうか。また、最終仕入原以外に、どのような評価方法があるのでしょうか。

判断

法人税法では、棚卸資産の評価方法について、原価法および低価法を定めており、原価法はさらに個別法、先入先出法、総平均法、移法、最終仕入原価法、売価還元法の6方法に分類されます。

このうち、最終仕入原価法計算が簡単であり、また中小企業を中心に広く利用されていることから、税務上はこの方法を原則的な方法で定めています。したがって、期末棚卸資産の評価方法について、最終価法によっている処理は税務上妥当なものであり、継続して適用してありません。

◆フローチャート◆



通常の販売によってのみ資金の回収を図る点に特徴があります。この投資の回収形態を考えると、評価時点における資金回収額を示す棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回っているときは、収益性が低下していると考え帳簿価額を切り下げることが適当であるため、税務上認められている原価法による評価は行いません(棚卸資産会計基準37)。

収益性の低下の有無にかかる判断および簿価の切下げは、原則として個別品目ごとに行いますが、複数の棚卸資産を一括りとした単位とすることもできます(棚卸資産会計基準12)。

疎明事項

1 棚卸資産の評価方法の届出

棚卸資産の評価方法については、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれの日の属する事業年度に係る確定申告の提出期限(中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限)までに、棚卸資産について、事業の種類および資産の区分ごとに、各種評価の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出ることが必要です(法令29②)。

- ① 新たに設立した内国法人(公益法人等および人格のない社団等を除きます)…設立の日
② 新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等および人格のない社団等…新たに収益事業を開始した日
③ 公益法人等(収益事業を行っていないものに限り)に該当していた普通法人または協同組合等…当該普通法人または協同組合等に該当することとなった日
④ 設立後(②に掲げる内国法人については新たに収益事業を開始した後と③に掲げる内国法人については普通法人または協同組合等に該当することとなった後とします)新たに他の種類の事業(②に掲げる内国法人については収益事業)を開始または事業の種類を変更した内国法人…当該他の種類の事業を開始または事業の種類を変更した日

本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

解説

1 棚卸資産の評価方法の種類

法人税法では、棚卸資産の評価方法について、原価法および低価法の2方法を定めており、原価法はさらに個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法の6方法に分類されます(法令28)。

(1) 原価法

原価法は、期末時に保有する棚卸資産(以下「期末棚卸資産」といいます)について、個別法を除き、一定の計算過程に基づいて払出処理を行ったものとみなしてその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもって当該期末棚卸資産の評価額とする方法をいいます(法令28①)。

原価法は、さらに次の6方法に分類されます。

① 個別法

期末棚卸資産の全部について、その個々の取得価額をもって期末棚卸資産の取得価額とする方法をいいます(法令28①-イ)。すなわち、棚卸資産を購入した時点の取得価額をその棚卸資産が払い出されるまで記録しておき、期末棚卸資産一つ一つについて、その取得価額をもって評価することになります。

この方法は、一般の原材料や商品等のように同質的で、かつ大量の取引が行われる棚卸資産には向かず、自動車、住宅、ピアノ、宝石類等代替性のないもの、ないしは代替性の低いものについて用いられます。そこで税法上、個別法の選択に一定の制限を加え、通常の取引によって大量に取得され、かつ規格に応じて価額が定められているものについては適用できないものとされています(法令28③)。具体的には、下記のような棚卸資産に適用することができます(法基通5-2-1、連基通5-2-1)。

② 商品の取得から販売に至るまでの過程を通じて具体的に個品管理が行われている場合または製品、半製品もしくは仕掛品の取得から販売もしくは

種類株式に対する権利を発行会社が行使したため、その株式を発行会社に譲渡した場合

事例

会社法では、取得請求権付株式、取得条項付株式、全部取得条項付種類株式など、一定の事由もしくは発行会社の決議によって発行会社が取得することができるという種類株式が認められていますが、普通株式に比べると所有に制約があると思えるので、普通株式と異なる評価方法を適用するのがよいのでしょうか。

また、発行会社が取得することとなった場合の、会計上、税務上の留意点を教えてください。

判断

株主としての権利内容が異なるそれぞれの株式の時価が通常は同じとは考えづらいため、一般的に種類株式については、株式に付された財産的制約等の状況によって一定のディスカウントあるいはプレミア要素を加味した株式価値で算定される可能性が高く、普通株式と異なる評価方法を選択することがより合理的であると考えられます。

しかしながら、種類株式についてはその権利内容が多様多様であり、その個別要因や財産的制約等を個々に評価する必要があると考えられます。会計上も税務上も明確な評価方法はありませぬので、個々の状況に応じて算定方法を検討する必要があります。

また、発行法人においては、種類株式の取得は自己株式の取得として会計処理上取り扱うこととなります。

一方の税務においては、種類株式は資本金等の額の計算にふり種類株式

★税務上の「適正価額」の判断をわかりやすく解説!!

時価・価額をめぐる 税務判断の手引

編集 時価・価額実務研究会

【代表】 高野 角司 (公認会計士・税理士)

1. 事例

価額算定に関する質問。

2. 判断

算定方法等を簡潔にまとめた税務判断。

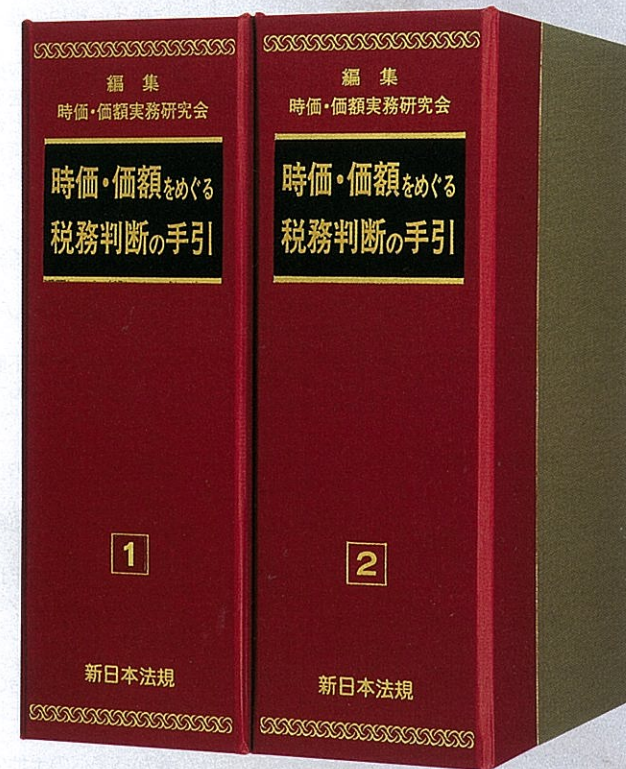
3. 解説

価額の算定方法、適用要件を詳細解説。

4. 疎明事項

算定方法、適用要件の立証に関する解説。

- 法人税を中心に所得税、資産税も解説
●時価会計・減損会計などの 会計上の取扱いにも触れた内容
●税務判断の流れを示した フローチャートや図表を豊富に登載



加除式・B5判・全2巻・ケース付
総頁2,646頁・定価13,200円(本体12,000円) 送料960円
●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



掲載内容

第1章 流動資産

第1 受取手形・売掛金

- 売掛金が回収不能になった場合の評価および処理方法
- 受取手形が不渡りとなった場合の評価および処理方法
- 子会社の不良債権の買取価額
- 金銭債権の評価
- 返済予定のない貸付金の評価
- 会社更生手続による金銭債権の評価
- 電子記録債権の評価

第2 商品

- 購入した商品等の取得価額
- 未着品の取得価額
- 購入代価等が確定していない棚卸資産の取得価額
- 関係会社間における商品の譲渡価額
- 棚卸資産の評価方法
- モデルチェンジの激しい商品等の評価損
- 仕入割戻し等がある場合の期末原材料の評価
- 購入品の取得価額に含める付随費用
- 倒産会社から引き上げた商品の評価
- トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価

第3 製品

- 倒産会社における製品の財産評定と税務会計上の評価

第4 仕掛品

- 分譲マンションの取得価額に含める付随費用
- 市場の価値が低下してしまった原材料の価額

第5 販売用不動産

- 民事再生手続に伴う販売用不動産の財産評定

第6 未成工事支出金

- 赤字工事における会計処理、未成工事支出金の算定

第7 有価証券(売買目的)

- 売買目的有価証券の期末時価
- 無償新株式の割当日となる場合の期末時価の算定
- 株式の評価損計上と増資引受け
- 有価証券の信用取引の会計処理

第2章 固定資産

第1節 有形固定資産

第1 建物・構築物

- 固定資産の交換価額
- 補助金の交付により建物を取得した場合
- 建物の取得価額に算入する費用、しないことができる費用
- グループ会社間における建物等の取引価額
- 連結適用時・加入時の時価課税
- 在外子会社が投資不動産を時価評価している場合の連結財務諸表作成における取扱い
- 在外子会社が固定資産を再評価している場合の連結財務諸表作成における取扱い

第2 機械装置・備品等

- 一括償却資産の取得価額と償却計算
- 資本的支出と修繕費の判定
- 新規機械設備取得に伴う旧設備の移設費用
- 少額の固定資産の判定
- 工場閉鎖に伴う耐用年数の短縮
- 下取車両の下取価格が時価よりも高額である場合の買換え車両の取得価額
- 機械の取得後に国庫補助金の交付を受けた場合

第2の2 リース資産

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引(借手側の処理)
- 所有権移転ファイナンス・リース取引において、リース料を前払いする借手側の会計処理
- セール・アンド・リースバック取引における会計処理
- 残価保証付きリース取引における会計処理
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に伴う消費税処理

第3 土地

- 土地建物を一括取得した場合の取得価額
- 駐車場への転用を目的とした土地・建物を一括取得したときの土地の取得価額
- 時価が著しく下落した土地(減損処理)
- 倒産会社における土地の財産評定と税務会計上の評価
- 土壌汚染が判明した場合の評価
- 法人成りに際して引き継いだ土地の引継価額
- 法人の設立に際し不動産を現物出資した場合
- 法人に負担付で不動産を贈与した場合
- 企業再編における土地の引継価額
- 土地で借入金の代物弁済をした場合の留意事項
- 親会社が子会社の土地を時価より高く買う場合
- 事業再建における固定資産(土地)の評価損

○担保に供された土地の評価

- 貸家建付地(マンションの敷地)の評価
- 相続により取得した土地の評価額の時点修正
- 財産分与した場合の土地の価額
- 債務超過会社へ土地を譲渡する場合の価額

○親から子への土地の低額譲渡

- マンションの買換え中に相続が発生した場合の評価
- 代償分割において土地を代償財産とした場合

○市街化調整区域内の雑種地評価

第2節 無形固定資産

第1 借地権

- 定期借地権の目的となっている土地の評価
- 相当の地代と自然発生借地権
- 使用貸借と借地権
- 無償返還の届出書を提出した場合の宅地の評価と地代
- 法人に対し借地権を無償で設定した場合のみなし譲渡と受贈益
- 区分地上権に準ずる地役権の価額

- 土地を立体駐車場用地として賃貸している場合の評価額

- 借地権と底地権との等価交換

- 定期借家権と減損処理

- 空中権の稅務上の取扱い

第2 営業権

- 営業権の定義および稅務上の取扱い
- 営業権の評価方法
- 超過収益還元法による営業権の評価
- 財産評価基本通達による営業権の評価事例
- DCF法による営業権の評価
- 赤字会社からの事業譲受けと営業権の計上
- 持株会社を利用したLBO/MBOにより企業買収する場合の株式の評価および課税上の留意点
- 連結財務諸表作成における在外子会社ののれんの償却

第3 ソフトウェア

- ソフトウェアの取得原価
- ソフトウェアの減価償却方法
- 研究開発費、ソフトウェアに係る資本的支出・修繕費、ソフトウェアの除却

第4 特許権その他

- ビジネスモデル特許の取得価額と評価基準
- 知的財産の評価
- 排出量取引の会計処理

第3節 投資その他の資産

第1 投資有価証券

- 1 株式
 - 有価証券の取得価額
 - DESをした場合の株式の取得価額
 - 有価証券の分類
 - 法人所有非公開株式の価額
 - 時価が著しく下落した株式の価額(減損処理)
 - 自己株式の取得および処分
 - 自己株式を売却処分したときの取扱い
 - 発行法人に自己株式を譲渡する場合
 - 三角合併のため被合併会社に親会社株式を譲渡した場合
 - クロス取引を行った場合の取扱い
 - 同族会社株式の相続税評価額
 - 相続等により取得した種類株式の評価
 - 種類株式に対する権利を発行会社が行使したため、その株式を発行会社に譲渡した場合
 - 個人が法人に非上場株式を売却する場合の適正価額
- 非上場株式を個人間で売買する場合の売買価額とみなし贈与税課税

2 債券

- 満期保有目的の債券の価額
- 満期保有目的外の債券の価額
- 時価が著しく下落した債券の価額(減損処理)

3 信託

- 金銭の信託の価額
- 証券投資信託の価額
- 受益証券発行信託の価額
- 受益者が存在しない信託(目的信託)の価額
- 法人が委託者となる信託
- 信託方式による不動産流動化の際の信託受益権の価額

- 不動産投資信託(日本版REIT)の価額

第2 子会社・関連会社株式

- 赤字会社の株式の取得価額
- 債務超過会社の株式取得における企業支配の対価の額
- 第三者割当による増資を行う場合の有利な金額
- 有利な金額により第三者割当増資を引き受けた場合の株式の取得価額
- 相続時精算課税制度を選択し自社株贈与をした場合の評価

第3 ゴルフ会員権

- ゴルフ会員権の評価損
- 代物弁済によりゴルフ会員権を取得した場合の価額
- 会員権を分割取得した場合の取得価額と贈与税
- ゴルフ会員権の取得価額および譲渡損失
- 相続があった場合のゴルフ会員権の評価
- ゴルフ会員権の減損処理
- 第4 出資金・敷金・保証金
 - 信用金庫出資金の時価評価
 - 建物の賃貸借契約による差入保証金と建設協力金の処理と割引計算
 - 償還が困難なスポーツクラブ会員権の貸倒れ処理

第5 繰延税金資産

- 一部に回収不能が見込まれる場合の繰延税金資産の計上額
- 税率が変更された場合の繰延税金資産の取扱い
- その他有価証券の評価差額に係る繰延税金資産の計上額
- 減損処理した株式の株価が回復したときの繰延税金資産等の処理

第3章 繰延資産

- 社債発行費用の処理
- 広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
- 前払費用の会計処理

第4章 負債の部

第1 引当金・準備金

- 正常債権と貸倒引当金
- 破綻債権と貸倒引当金
- DCF法による貸倒引当金の評価
- 出版業と返品調整引当金
- 土地の買換え特例と利益処分経理
- 企業再編と退職給与引当金の引継ぎ
- 企業再編と各種引当金の引継ぎ
- 海外投資等と準備金の積立

第2 退職給付債務

- 会計上の退職給付引当金の金額
- 退職給付会計の原則法から簡便法への移行
- 確定給付年金制度の複数事業主制度に係る制度間移行の会計処理

- 退職給付制度間の移行に関する会計処理
- 退職給付に係る会計と稅務の調整
- 連結財務諸表作成における在外子会社の退職給付会計

第3 その他の債務(新株予約権含む)

- 発行された新株予約権付社債の発行者側の会計処理
- 債務の株式化により取得した株式
- 建設協力金等の預り預託保証金の受入価額
- 固定資産を除去した場合の撤去債務
- 固定資産を除去した場合の撤去債務の見積りの変更
- 賃貸借建物に係る撤去債務

第4 保証債務

- 子会社の債務保証履行と求償権の放棄損失
- 子会社破産に伴う保証債務の受入れと債務免除
- 第5 資本関係
 - 企業再編における繰越欠損金引継ぎ
 - 企業再建において利用可能な欠損金の金額
 - 欠損金がある場合の資本準備金を取り崩しての配当

第6 売上関係

- 工事進行基準に基づく売上計上
- 販売価額が未確定の場合の売上計上
- 工事契約が変更された場合の工事収益の取扱い
- エステティックサロンの売上計上額
- リース取引による売上の計上

第5章 販売費および一般管理費

第1 販売費

- 工事進行基準における原価の算定
- 発券基準によって商品券の会計処理をする場合の原価算定
- 子会社支援と寄附金
- 子会社から徴収する経営指導料の適正額
- 適正な債務保証料
- 子会社に貸付けを行う場合の適正利率
- 広告宣伝費と短期の前払費用の区分判定
- ホームページ制作の費用区分
- 交際費と会議費の分岐点

第2 一般管理費

- 使用人に対する住宅取得資金の貸付けの特例
- 従業員に交付する記念品、金品、祝い金等の適正価額
- 福利厚生費の適正額
- 従業員社宅の適正賃貸料
- 豪華役員社宅で問題となる点は何か
- 適正な役員給与・使用人給与、過大な役員給与・使用人給与
- 社会福祉法人の役員給与
- 出向役員への給与
- 退職金を役員社宅で支給する

- ストックオプションに係る經濟的利益
- ストックオプションの会計処理と公正な評価額
- 役員退職金の適正価額
- 執行役員就任に伴う退職金
- 分掌変更に伴う役員退職金
- 出向役員への退職金
- 生命保険料の資産計上・損金算入額
- 役員賞与の会計処理

第3 営業外・特別損益

- 破産更生債権等の貸倒損失
- 消滅時効にかかる債権の取扱い
- 有価証券の評価損益、売却損益
- 割引債に対する受取利息の計上方法
- 債務免除等を受けたことによる免除益
- 業績悪化に伴い受贈益を受けた場合の取扱い
- 広告宣伝用資産の受贈益
- 外形標準課税における会計上の取扱い
- 過年度減価償却過不足の取扱い

第6章 その他の項目

第1 外貨建取引

- 外貨建有価証券の評価と換算
- 外貨建債権の期末換算
- 海外支店等の換算
- 外貨建取引の換算
- 為替予約、オプションの期末評価
- 新日米租税条約に係る取扱い

第2 デリバティブ

- 上場デリバティブ取引の期末評価
- 非上場デリバティブ取引の期末評価
- ヘッジ有効性の期末評価
- 金利スワップの期末時価評価
- 複合金融商品(組込デリバティブ)の期末評価

第3 移転価額

- アメリカ本社から輸入する商品の適正価格

第7章 減損会計

- 減損会計と時価会計、減損処理と臨時償却・臨時損失
- 減損会計と税務および税効果会計
- 減損損失認識の判定と減損損失の測定
- 資産のグループピングと減損の兆候
- 具体的な資産と減損会計
- 減損処理後の会計処理

判例・裁決索引

- 判例・裁決年次索引

※内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 総務本館 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.7) 521-1 ④

この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆インキ」を使用しています。